

地域連携周産期医療体制モデル事業公募要領

第1 総則

本要領は、地域における産科医療機関の適切な集約化や役割分担を支援し、また地域の無痛分娩への麻酔科医の関与を支援することにより、好事例の収集・横展開を目指す事業（以下「本事業」という。）を実施する都道府県を公募により選定するための手続き等を定めたものである。

第2 事業の目的

出生数の減少に伴い分娩取扱施設数も減少が続いている中、令和6年度より開始した第8次医療計画において、都道府県に対して、周産期母子医療センターを基幹とした集約化・重点化や、医療機関ごとの役割分担を進めること等を求めている。

医療資源が限られる地域において周産期医療体制を確保するためには、ハイリスク妊産婦を周産期母子医療センターに集約するのみならず、ハイリスク以外の妊産婦への対応についても集約化・重点化を含む施設間の役割分担が必要である。

無痛分娩については、全ての医療機関での麻酔を専門とする医師の確保は困難であり、地域全体で安全な体制を整備する必要がある。

本事業では、地域における産科医療機関の適切な集約化や役割分担を支援することで、安心・安全な周産期医療体制を確保することを目的とする。

また、麻酔科医と産科医等の連携推進や、無痛分娩に関する地域連携を支援することにより、安全な無痛分娩を提供する体制を確保することを目的とする。

第3 本事業の内容

1 周産期医療連携モデル

(1) 本事業において必須として求める事項

① 都道府県

ア 都道府県は、下記の要件を満たす医療機関を「モデル医療機関」、「連携施設」として指定すること。

また、協議会等における周産期医療提供体制に関する議論を基に今後の体制整備に関する方針を示し、必要な支援を行うこと。

イ 厚生労働省医政局地域医療計画課に対して、令和9年5月までに別添の「周産期医療連携モデル実施報告書」を提出すること。

② モデル医療機関

ア ハイリスク以外の妊産婦も含めて対応する分娩取扱施設（周産期母子医療センターも可）であること。

イ 連携施設とセミオープンシステムにより連携を行う施設であること。

※ ここでいうセミオープンシステムとは、一人の妊婦に対して継続的に妊娠中期以降までの妊婦健診を実施し、分娩が近づいたらモデル医療機関で妊婦健診を行う連携体制を指す。

なお、必要に応じてモデル医療機関での妊婦健診を合間に実施することは差し支えない。

③ 連携施設

モデル医療機関とセミオープンシステムにより連携を行う施設であること。

ただし、必ずしも既に分娩を取り止めている必要はない。

なお、上記②モデル医療機関と③連携施設は、いずれも複数指定することが可能であるが、それぞれ少なくとも一対となる連携体制を構築すること。

(2) 具体的な事業例

① モデル医療機関に対する運営費、施設・設備整備費の支援

分娩取扱施設が複数存在する地域において、比較的医療資源の確保が可能な医療機関を当該地域における分娩を集約する「モデル医療機関」と定め、分娩数の増加等に対応するために必要な人件費や、分娩室等の改修等に必要な施設・設備整備に係る費用を支援する。

② セミオープンシステムを構築するための支援

ア 医療機関の機能分担により、モデル医療機関とセミオープンシステムによって連携する産科施設において必要な人件費等の運営費や施設間の連携に必要な情報共有ツールの整備に必要な費用の支援を行う。

イ 都道府県等にセミオープンシステムの事務局を設置し運用するために必要な運営費や、母子健康手帳では不足する項目等の必要な情報を共有するための手帳を作成する費用を支援する。

③ 妊婦が分娩のために待機する環境を整備するための支援

遠方から受診する必要のある妊婦が、分娩前に宿泊するための環境を確保するため、モデル医療機関・連携施設の空床やその他の施設を利用した宿泊機能を設置・維持するための運営に係る費用や、施設・

設備整備に係る費用を支援する。

④ 地域住民への周知に対する支援

医療機関の機能分担等について、地域住民への説明等を行うために必要な取組に対して支援する。

2 無痛分娩連携モデル

(1) 本事業において必須として求める事項

① 都道府県

ア 都道府県は、地域の基幹となる医療機関をモデル医療機関として指定すること。

イ 都道府県は、事業が計画通りに実施されているかどうかを把握し、適宜必要な指導を行うこと。

ウ 厚生労働省医政局地域医療計画課に対して、令和9年5月までに別添の「無痛分娩連携モデル実施報告書」を提出すること。

また、事業の対象となった医療機関に関する「無痛分娩取扱施設のための、「無痛分娩の安全な提供体制の構築に関する提言」に基づく自主点検表」（以下「自主点検表」という。）について、事業開始時点と令和9年3月31日時点の状況について、それぞれ提出すること。

② モデル医療機関

ア 分娩を取り扱っていること。

イ 麻酔科専門医（日本専門医機構あるいは日本麻酔科学会の認定するものに限る）を常勤として複数名配置していること。

ウ 他の医療機関と連携し、安全な無痛分娩を提供するための取組を実施すること。（具体的な例：他の医療機関への医療従事者の派遣、他の医療機関の医療従事者も含めた勉強会・講習会等の開催等）

なお、②モデル医療機関は複数指定することが可能である。

(2) 具体的な事業例

① 麻酔科医と産科医の連携支援

モデル医療機関において、麻酔科医と産科医が連携して無痛分娩を実施するための人件費を支援する。

② 地域連携支援

モデル医療機関の医療従事者が連携する医療機関に出向き、「自主点検表」を参考にした無痛分娩の実施体制に対する助言やOn the Job Trainingを実施するための交通費や人件費を支援する。

③ 施設・設備整備支援

無痛分娩の実施状況を記録するために必要な設備や、無痛分娩を行うことによって必要となる監視の強化のための設備整備に対して支援する。

④ 勉強会等の開催に対する支援

都道府県やモデル医療機関が主体となり、医療機関合同で症例検討会等の会議を開催するためのWEBシステムに要する費用を支援する。

⑤ 講習会の開催のための支援

モデル医療機関において、無痛分娩に関連する知識・技術を修得・向上するために必要な講習会を開催するための費用を支援する。

⑥ 無痛分娩関係学会・団体連絡協議会（JALA）が提供する講習会の受講費支援

モデル医療機関及び連携する医療機関の医療従事者が、JALA が提供するWEB講習会を受講するための費用を支援する。

第4 事業の実施主体

公募により選定された都道府県

第5 事業の期間

厚生労働省において事業の採択を決定した日から令和9年3月31日まで

第6 本事業に係る補助金の交付について

- 1 本事業の補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年令第6号）の規定によるほか、別に定める「地域連携周産期医療体制モデル事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の定めるところによる。
- 2 本事業に係る補助金の交付については、150,000千円（地域連携周産期医療体制モデル）及び10,000千円（無痛分娩連携モデル）を基準額（上限額）とする。

また、上限額に関わらず、補助金の内容は、事業実施に必要なモデル事業の構築に限る。

原則、補助金の交付時期については、本事業終了後、事業実績報告書の

提出後となる（精算払扱い）。

第7 留意事項

1 本事業に関する諸条件

本事業への応募者は、次の条件を全て満たす都道府県及び医療機関であること。

- (1) 本事業に応募する場合は、事前に本事業へ参加する関係医療機関等の了解を得ること。
- (2) 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- (3) 厚生労働省が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況等について報告すること。

2 業務の遂行

- (1) 本事業の実施に当たっては、本公募要領に定める事項に従うこと。本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については厚生労働省と協議すること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、医療機関等との連携を密に取ること。
- (3) 本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。
- (4) 本事業の実施に当たっては、効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。
- (5) 「周産期医療連携モデル実施報告書」、「無痛分娩連携モデル実施報告書」の提出の際は、必要に応じて、実施した取組に関する資料を添付すること。

3 個人情報等

本事業の実施上知り得た情報については、その全てを厳重に管理すること。

第8 申請方法等

1 企画書の作成及び提出

「地域連携周産期医療体制モデル事業企画書（以下、「企画書」という。）」を作成し以下の提出期間内に提出すること。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成すること。

2 申請方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

(1) 提出期間

事務連絡のとおり

(2) 提出先

厚生労働省医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室

Mail: shusanki_iryuu@mhlw.go.jp

※ メールのみ受け付けます。

(3) 問い合わせ先

厚生労働省医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室

TEL: 03-5253-1111 (内線4206・8048)

Mail: shusanki_iryuu@mhlw.go.jp

担当: 榊原・宮本

※ 問い合わせは、平日の午前9時30分から午後18時15分(午前12時15分～午後13時15分を除く。)とする。

第9 実施都道府県の選定について

1 選定の方法

実施都道府県の採択については、申請都道府県に関する諸条件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価する。

採択における評価に当たっては、「地域連携周産期医療体制モデル事業に係る企画書評価委員会(以下、「評価委員会」という。)」を設置する。

評価委員会は、申請者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に、申請した都道府県の中から都道府県として選定する。

※ 都道府県の選定については、申請状況や企画書の評価結果等を総合的に判断して行うものとする。なお、評価は非公開で行い、その経緯は通知しない。また、問い合わせに関しても原則応じられない。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しないので留意すること。

2 評価の観点

評価の観点は、以下のとおりとする。

- (1) 本来業務を遂行するための体制が適切であるか。
- (2) 本モデル事業において必須として求める事項を実施するための体制が適切であるか。
- (3) 本モデル事業を実施するにあたり付加的に行うものとして望ましい事項をどの程度行う予定があるか。また、その実施体制が適切であるか。
- (4) 事業実施スケジュールは無理のないものとなっているか。
- (5) 事業実施にあたり、創意工夫がなされているか。

3 評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに申請都道府県に対して通知する予定である。なお、補助金については、実施都道府県選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることになる。